

花見のルール

◆実施時期 令和8年3月27日（金）から4月12日（日）まで

◆適用場所 高見橋から天保山橋までの甲突川左岸・右岸緑地

項目	ル ー ル 内 容
①花見の禁止場所	・ 通路、遊具広場、病院の前、展示パネルの周辺などを禁止区域とします。 ・ 禁止区域については、看板で表示します。 ・ 遊具等設置箇所には、カラーコーンなどで安全柵を設けます。
②場所取り	・ 場所取りは当日のみ可能とします。（場所取りの時間の制限はないが、午前中に清掃を行うことの協力をお願い。） ・ 場所取りはシートで行い、ロープやビニールひも、杭（ベグなど）、石、ブロックなどの使用はできません。 ・ ルール違反の場合は、撤去することがあります。
③時間制限	・ 22時以降の花見（宴会）は禁止します。 ・ 22時になると、一部の照明を除き消灯します。
④ごみ	・ ごみは必ず持ち帰ってください。 ・ 公園内にゴミ捨て場はありません。
⑤炭火の使用	・ 火災防止には十分注意してください。 ・ バーベキューなどの器具は、公園施設や樹木への影響の少ない器具を使用してください。 ・ 消し炭は持ち帰ってください。 ・ やむを得ない場合は、消火用コンテナ設置場所で消火してください。
⑥車の駐車について	・ 公園には駐車場はありません。 ・ 公園の周りは駐車禁止となっていますので、ご協力ください。 ・ 他人の駐車場や路上に駐車することは迷惑となりますのでやめてください。
⑦騒音について	・ 発電機等の使用は周辺への配慮をお願いします。
⑧その他	・ 市の許可なく、公園内で営利を目的とした行為をすることは禁じられています。 ・ 公園利用者や近隣住民に迷惑をかけるような行為や公園施設などを損壊するような行為をしてはいけません。